

プリペイドカード取引約款

(金額表示型・加算減算型 (IC カード))

第 1 条 (約款の趣旨)

株式会社 U S E N - A L M E X (以下「当社」といいます。)は院内専用 IC プリペイドカードをこの約款にしたがって取り扱うものとし、院内専用 IC プリペイドカードの所有者 (以下「お客様」といいます。)は、この約款によりお取引していただきます。

第 2 条 (院内専用 IC プリペイドカードが利用できる場合)

- ① お客様は、院内専用 IC プリペイドカードを、当社指定の病院内の設備 (主として病床におけるテレビ視聴) 及び院内専用 IC プリペイドカード加盟店 (以下「加盟店」といいます。)で、IC プリペイドカードに記録されたご利用可能金額の範囲内で、代金のお支払にご利用いただけます。ただし、当社または加盟店が院内専用 IC プリペイドカードの利用ができないものとして指定した商品等の代金のお支払いにはご利用いただけません。
- ② 院内専用 IC プリペイドカードは、当社の設備及び加盟店に設置されている当社指定のカードリーダーにより、当社の定めた方法でご利用になれます。
- ③ 院内専用 IC プリペイドカードをご利用になれる加盟店は、当社との加盟店契約の新規締結や終了等によって、増減することがあります。

第 3 条 (院内専用 IC プリペイドカードが使用できない場合 1)

次の場合には、院内専用 IC プリペイドカードをご利用いただくことができません。

- (1) 院内専用 IC プリペイドカードが偽造または変造されたものであるとき。
- (2) お客様が院内専用 IC プリペイドカードを違法に取得したとき、または違法に取得されたものであることを知りながら、もしくは知ることができた状況で取得したとき。

第 4 条 (院内専用 IC プリペイドカードが使用できない場合 2)

院内専用 IC プリペイドカードの破損、カードリーダーの故障、停電等により、加盟店のカードリーダーで院内専用 IC プリペイドカードの読み取りができないときは、院内専用 IC プリペイドカードをご利用いただけませんのでご注意ください。

第 5 条 (院内専用 IC プリペイドカードの再交付をする場合)

- ① 院内専用 IC プリペイドカードのご利用可能残高の読み取りができず、またはその記録に異常があった場合には、お客様は、当社が定める方法でその院内専用 IC プリペイドカードを提出し、院内専用 IC プリペイドカードの再交付を受けることができます。
- ② 前項の取扱いに際し、院内専用 IC プリペイドカードのご利用可能残高は、電磁記録、およびセンター保存の記録等を総合して推計します。
- ③ 第 1 項により再交付する院内専用 IC プリペイドカードの図柄等の券種については、ご希望に添えないことがあります。
- ④ 第 2 項による推計額のうち 10 円に満たない端数は、第 9 条 1 項の規程にかかわらず、カードの交付に代えて現金で返還することがあります。

第 6 条 (院内専用 IC プリペイドカードの再交付をしない場合 1)

ご利用可能残高の読み取りが不能で、残高の推計もできない場合には、院内専用 IC プリペイドカードの再交付を受けることはできませんので、ご了承下さい。

第 7 条 (院内専用 IC プリペイドカードの再交付をしない場合 2)

院内専用 IC プリペイドカードは、盗まれ、または紛失された場合等には、再交付いたしませんので、ご注意ください。

第 8 条 (加盟店との関係)

- ① お客様が院内専用 IC プリペイドカードをご利用された際、万一、商品またはサービスの取り引きについて、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合には、加盟店との間で解決していただくものとします。
- ② 前項の場合において、当社が加盟店に当該カードご利用金額を決済する前に以下のいずれかの条件が満たされたときは、当社が定める方法により当該カードご利用代金額に相当するご利用残高の院内専用 IC プリペイドカードをお客様に交付いたします。
 - (1) お客様が当社の定める必要資料を提出し、当社が当該必要資料に基づき加盟店が当該カードご利用にかかる契約上の義務を履行していないと判断したとき。
 - (2) お客様および加盟店が当社の定める届出を当社が定める方法で提出したとき。
- ③ 前項の規程に関わらず、次のいずれかに相当するときは、お客様は、当社に対してカードご利用代金額に相当するご利用残高の院内専用 IC プリペイドカードの交付を求められません。
 - (1) 院内専用 IC プリペイドカードをご利用した売買契約もしくは役員提供契約等がお客様にとって商行為であるとき。
 - (2) お客様による前項に基づく権利の行使が信義に反すると認められるとき。

第 9 条 (払戻し及び換金の原則禁止)

- ① 院内専用 IC プリペイドカードは、現金との引き換えはできません。
- ② 前項の定めに関わらず、お客様の事情によらずに院内専用 IC プリペイドカードの利用が著しく困難になったと認められるときは、お客様は、当社が認める方法で院内専用 IC プリペイドカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から、プレミアム (券面記載事項のご利用可能金額と発行価額との差額) 相当分を控除した金額の払い戻しを受けることができます。
- ③ お客様の事情により、院内専用 IC プリペイドカードのご利用が著しく困難になったと認められる場合には、前 2 項の定めにかかわらず、お客様は、当社が定める方法で院内専用 IC プリペイドカードをご提出いただくことにより、ご利用可能残高から、当社が定める手数料等を控除した金額の払い戻しを受けることができます。

第 10 条 (取扱いの変更)

院内専用 IC プリペイドカードの取扱いについて、この約款を変更する場合には、当社は、一定の予告期間において周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附則

この約款は 2024 年 9 月 1 日から適用します。